

決算特別委員会会議録（第2号）

---

○会 議 月 日 令和元年9月4日（水曜日）

---

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

---

○出 席 委 員（8名）

委 員 長	柿 崎 裕 二 君		
副 委 員 長	吉 田 勉 君		
委 員	小 鹿 重 一 君	川 崎 憲 二 君	
	久 慈 省 悟 君	森 弘 美 君	
	坂 本 豊 君	木 村 修 君	

---

○欠 席 委 員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

---

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 悟 君
議 会 事 務 局 次 長	坂 本 ゆかり 君

---

○会議に付した事件

1. 議案第27号 平成30年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
2. 議案第28号 平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
3. 議案第29号 平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
4. 議案第30号 平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
5. 議案第31号 平成30年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
6. 議案第32号 平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
7. 議案第33号 平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

---

○議事の経過概要

午前9時37分 開会

○柿崎委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第27号平成30年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、22ページまでの歳入全般について質疑を行います。質問ありませんか。8番木村委員。

○木村委員 9ページ、村税の不納欠損額についてお伺いいたします。監査委員からも指

摘されているように、不納欠損額が全てのあれで発生しております。理由が全て時効によるものだというふうになっています。以前は時効の中断というふうなことになったりしてございましたけれども、何か県の指導があって、二、三年前から蓬田村ではそれにとってやってもらっているということでもありますけれども、監査委員からも指摘されているように時効の中断、そういうことは考えられないのかどうか、担当者にその辺の考え方についてお伺いいたします。

○柿崎委員長 税務課長。

○川崎税務課長 お答えします。

不納欠損額の時効の中断ですけれども、これは5年経過して時効ということになっておりますが、できるだけ時効にならないように、現年分の課税の徴収を中心として、また、滞納繰り越しになった分をその後徴収するように努力しておりますが、滞納整理機構あるいは県税事務所さんの応援を得ながら一生懸命やっているところですが、どうしてもそういう専門の方たちでも取れないという部分がありまして、今回時効というところでどうしても不納欠損が出ている状態です。

以上です。

○柿崎委員長 8番。

○木村委員 何といたしますか、5年たてばいわゆる今まで借金しているのは払わなくてもいいというぐあいに住民の人が考えれば、その5年間耐え忍んで借金をなくしてしまうというふうな考えをもし住民が持てば、大変な事態になるのではないかと私は心配しているわけですが、大変なことはわかるわけですが、そのケース、例えば余裕があるような人でも払わないで5年間過ぎてしまう、そして帳消しにしてしまうというふうな事態になればちょっと問題になるというふうに思いますので、その辺のところはやっぱりケースによってよく調査し調べて、簡単に時効にしてしまっただけでちょっと問題があるんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺この先どのように考えていくのか再度お伺いいたします。

○柿崎委員長 税務課長。

○川崎税務課長 木村議員のおっしゃるとおりでありますけれども、預金の調査なども行ったりしておりますが、そもそも借金とかのほうに先に取られてしまうとか、そういうようなものいろいろありまして、これからも納税相談をやりながら、できるだけ時効で不納欠損のないように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に歳出に入ります。

議会費、総務費で23ページから37ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。

7番坂本委員。

○坂本委員 27ページの総務費の中の賃金についてお聞きします。聞いた話ですと、役場庁舎の掃除をしている方が障害者だと思うんですが、解雇になったという話を聞いているわけですが、どういう経過でそのようになったのか。また、障害者を雇用するというのがテレビ等でも問題になっていましたけれども、その関係からいくと役場も率先して障害者を雇用する義務があると思うわけですが、事情がいろいろあると思いますけれども、その経過についてまずお聞きしたいと思います。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 お答えいたします。

パート職員と言われる人たちですけれども、一応雇用期間が最初から設定されておりまして、半年が大体基本になっております。半年たてばおのずと任用期間が過ぎるということで、今回に関しては、その任用期間の切れ目の段階で退職してもらうという形になったものであります。

それから、障害者を率先的に雇用したほうがいいということでもありますけれども、通常のパートさんたちの募集のパートバンク等で募集もかけておりまして、その中から業務に合った最適な人を一応選んで雇用しているということでご理解いただきたいと思えます。

○柿崎委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 そうしますと、その方を6カ月間雇用期間が過ぎたので解雇したということになるわけですか。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 対外的に見ると解雇という形になるろうかと思われましても、最初から、例えば4月1日から9月30日まで任用しますということで任用の通知を出しております。それで任用期間が最初から定められておりますので、その定められた任用期間が終了したということで、次の任用をしなかったという意味でいくと解雇という形になりますけれども、別に何か含みがあって解雇したとかというわけではなくて、あくまでも

任用期間が過ぎたので次の任用をしないということで職員の交代になるということになっております

以上です。

○柿崎委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 3回目の質問ですので、ちょっと分けてお聞きします。

その方は、6カ月間だけ仕事をしたわけではなく、何年継続して掃除の仕事をしてきたのか、これ1点。

それから、先ほど言いましたように、障害者の法定雇用率が引き上げられたということがありまして、民間企業では平成30年4月1日以降は2.0%から2.2%に引き上げられ、国、地方公共団体にしては2.3%から2.5%まで引き上げられたと。さらに、平成33年4月までにはさらに0.1%引き上げることが決まっています。それで、民間企業に対して障害者を雇用するのを義務づけているのに対して、それを指導する立場にある地方公共団体、役場等がみずから障害者を雇用しないということとはできないと思います。役場は、例えば50人職員がいれば、2%で1人は必ず雇用しなければならないというふうに思うわけですが、その辺については率先して障害者を雇用していくべきだと私は思うわけですが、今来ている方もパートのバンクに募集している方だと思いますけれども、私は、あえて障害者なので1人で仕事をさせるのではなくて、今来ている方についてもらって2人で指導しながらやっていくのがベストだと思うわけですね。そうでなければ障害者を普通に仕事をさせることはできないと思います。

それに私も支援センター等を通して障害者を私個人が農作業で雇用することもありました。障害者センターのほうから依頼をされて雇用したことがありますが、朝の9時から12時まで、午後は1時から2時半までです。時間が非常に短くて、それ以上は仕事をさせることができないというふうになっているわけです。ですから、障害者の方はいろいろありますけれども、時間が8時間フルタイムで仕事をさせることはできません。ですから、そういう面も考慮をしながら障害者を率先して雇用していく姿勢を役場みずからがやっていくことが、私はぜひ必要だと思います。この点について、これは村長に、ぜひ雇用すべきだと思いますが、以上について答弁をお願いします。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 まず1点目の雇用期間が何年あったのかの話ですけれども、ちょっと手持ちの資料がありませんけれども、4年以上のたしか雇用期間に期間的にはなっていま

す。ただ、一時的に任用の日数が切れている部分がありますので、通年という形ではありませんのがまず1つです。

それから、障害者の雇用率ですけれども、人数でいくと、人間は1人、2人としかカウントできませんので、率で掛けると例えば1.5人とかとなっても、それは最低1人がいればいいということで、今のところは職員に1人障害者がおりますので、その関係で障害者の雇用率としてはクリアしているということに現状はなっております。

あと、その障害者に関してですけれども、長い時間働くのもちょっと大変だということでもありますけれども、まさにそのとおりでありまして、どうしても長期間とか集中した仕事とかというのがふなれな部分があります。ただ、雇う側としてもできれば、8時間ではありませんけれども、フルで仕事をこなしていただきたいというものもありますので、大分経過をちょっと見てみたんですが、どうも効率が悪い部分がありますので、今のところはちょっとそこら辺をクリアできないと無理なのかなということもありまして、今のような現状になったものであります。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。村長、返答をお願いします。（「私に聞いたんですか」の声あり）聞いたらしいです。

○久慈村長 村長にも聞いたというのは、私はちょっと今聞きながら。

1つは、私は、障害者の雇用に関してはとやかく言うつもりはありません。障害者も健常者もやはり雇用して使っていかなければいけない。ただ、障害がある者にとっては、やっぱり健常者と同等の仕事させるというのはこれは非常に難しい問題で、行政においてもじゃあ障害者は何をやっていけばいいのかとか、それは雇用率の問題じゃなくて、例えば1つの業務にどういうふうにして当てはめていくのかというのが非常に難しいと思っています。今、総務課長から答弁がありましたように、いろいろな形でフルタイムでは無理だとかそういうふうな状況になれば、じゃあそれをどうクリアさせるかとなると、現場での考え方になってくるんじゃないか。私自身が例えば、この人を雇いなさいとかと、そういうパートを雇いなさいということは私は言うつもりもございませんし、そういったことは余りやりたいとは思っていません。

ただ、来年の4月1日からパート職員あるいは臨時職員、非常勤職員の任用の仕方が変わるということを伺ってしまして、その対応についてどのようなことになるのかということと打ち合わせをされているんですが、その形と今の障害者雇用が果たしてうまく

マッチングするののかというのは、ちょっと今のところ答弁できないという状況でございます。この後、そのための条例等が12月議会に出されるというふうな形で私は伺っておりますので、そのときに内容が決まった時点でお話をさせていただきたい、こう思っています。

現時点では、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますけれども、雇用の形態については現場に任せているという形ですので、ご理解いただきたいと思います。お願いします。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。6番吉田委員。

○吉田委員 24ページの総務費の中の蓬田村補助金等審議委員会の委員報酬について伺いたいですけれども、これは具体的に委員が何人で年何回集まっているとか、その中身についてお知らせ願いたいと思います。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 お答えいたします。

補助金審査等審議委員会の委員ですけれども、4名です。一般の方が3名、それから税理士資格を持った方が1名ということで4名です。回数は年明けの1月、2月ごろで年1回で補助金の審査をしております。

以上です。

○柿崎委員長 6番吉田委員。

○吉田委員 年1回の集まりということですがけれども、代表監査委員から指摘があったように、補助金の事業目的に沿った補助効果が達成されたか否かということと、安易に継続することなく見直しを図るという意味から、年1回では検証ができないと思いますけれども、この代表監査委員の意見をどう受けとめますか。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 その効果を検証できないということでもありますけれども、年1回といっても、前の年度の部分のおさらいをしてから新しい年度に関する補助金の審査をするということで、決算等を見ないとまず新しい補助金の金額が決められないということでありまして、時期的にはその時期だと、開催される時期になっております。審査に関しても十分それなりの審査をして、例えば多いんじゃないかというものに関しては少なくするとか、あとは、経過を見て、このままでいくと次回はもっと厳しくしないといけないとかという意見も出ていますので、それなりに成果は上がっていると思います。

以上です。

○柿崎委員長 6番吉田委員。

○吉田委員 3回目ですので、最後一言。

総会の資料はもらっていますか。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 3月に終了するところが多いわけですがけれども、その前に事業が完了している部分もあれば、3月ぎりぎりじゃないと出ないのもありますので、あくまでもその時期としては、見込みと金額で一応審査委員会を開いております。

以上です。（「もらっているという意味か」の声あり）もらっております。

○柿崎委員長 ほかにありませんか。8番木村委員。

○木村委員 28ページ、お願いします。

14節の使用料、AEDのリース料ですがけれども、10万7,000円ですか、ありますけれども、村内にAEDは何台設置されているのか、まずお伺いしたいと思います。

そして、この資料を見ますと、ふれあいセンターのAEDは年間のリース料が8万9,000円ちょっとで、あと中学校、小学校が9万円ちょっと、あと役場、トレーニングセンター、ふるさと総合センターは10万7,000円となっているわけですがけれども、額は大きくないわけですがけれども、統一したリース会社から借りることはできないものなのかどうかお伺いいたします。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 お答えいたします。

台数は今委員おっしゃったとおりの台数で、5台の台数になります。

あとは金額に関してですがけれども、当初AEDを配置するに当たっておのおのの施設がおのおのの契約を結んだという経緯がございまして、スタートしている時点がずれていると、そういう部分があります。それで、それを仮に役場が一括でリース契約をして、それを各地区に配置するというのをという意見でありましたけれども、結局、そこにかかる経費に関してはその部分の予算で対応するというのが基本でありますので、よほどのことがない限りは、各施設にあるものは施設の管理しているところの担当課のほうで予算をとると、そういう形でやりますので、単価的には高い安いはありますけれども、どうしても機械の型式とか年式、あとリースしている会社によっても若干値段が違うということで、9万円前後と10万七千何ぼですから一、二万円のところですがけれども、

そういう差額が出るということになっております。

以上です。

○柿崎委員長 8番木村委員。

○木村委員 各課で期限が来た場合、低価格のほうの会社に契約のときに切りかえていく  
ということはどうなのか。

そして、今現在6台ありますけれども、海水浴場ですか、あそこにもあるような気が  
しましたけれども、そこにはなかったですか。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 いずれ切れるタイミングを見て同じところにすればいいのではないかと  
いうことでありますけれども、結局値段だけを見る形になるわけで、通常でいくと競争  
させて一番安いところにやるというのが基本だと思いますので、そこら辺は今後検討す  
る部分かなと思います。

あと、海水浴場にAEDがあるかないかというのは、それは多分マルシェさんのとこ  
ろとかになると思うんですが、多分そういうところにはあるのかなと思いますけれども、  
ちょっと私見て確認しておりませんので、今のところちょっとわかりませんので、済み  
ません。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。6番吉田委員。

○吉田委員 26ページの一般管理費の一番最後の寄附金ですけれども、豪雨災害見舞金と  
ありますけれども、これを出すに当たっての相手の会社、会社というか日赤だと思うん  
ですけれども、これを出すに当たっての基準というのはあるんでしょうか。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 豪雨災害の見舞金の話ですよ。たまたま昨年度は西日本豪雨がありま  
して、甚大な被害があったということで、県の町村会のほうで例えば、見舞金を送るの  
であれば、町村単位で送るよりも町村会を通して送ることはできますけれどもどうでし  
ょうかという呼びかけがありました。それで、一応その当時、東郡の事務局が蓬田村で  
したので、郡の事務局のほうでお話をして、東津軽郡では統一をしてお金をじゃあ送ろ  
うかということになりまして、各町村10万円ずつを固めた形で県の町村会のほうに送っ  
て、そこから日赤のほうに送金してもらったということでもあります。

以上です。

○柿崎委員長 6番吉田委員。

○吉田委員 基準はないということですね。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 それは特別出てくるわけではないので、基準とかということは今のところはないです。予算の項目も節が寄附金ということで、あくまでも寄附をしたという形になっておりますので、通常の保険の見舞金のような形ではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○柿崎委員長 村長。

○久慈村長 私からちょっと補足します。

私も郡の町村会長でございましたので、町村会の役員会の中で話を伺いました。今回、豪雨対策を出すというのは、過去に東日本大震災のときに見舞金をいただいていると。それが県の町村会宛てにして、それが県の町村会がまた配付し直ししているということで、県の町村会のほうが前に受けていますので、県内でそれに賛同する方は何とか出してもらえないかということを受けて、郡の町村会で話をしてこの金額で出したという経緯でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に民生費、衛生費、労働費で、37ページから49ページまでの質問を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に農林水産業費、商工費、49ページから59ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 56ページでございます。農林水産業費の3項1目の13節、この中で堆肥化処理施設臭気調査業務委託料とあるんですけども、どのような調査をされているのか、例えば何カ所でどのような場所でこのようなことをやっていますというのをちょっとお知らせ願いたいと思います。

○柿崎委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 済みません、今手元に資料がないので詳しくはわからないんですが、建物の外周に数カ所臭気をはかるマイクみたいなものをつけて、外部の臭気がどの程度なのかをはかっています。去年の結果では、問題はなく出ております。

以上です。

○柿崎委員長 1番小鹿委員。

○小鹿委員 今回の答弁であれば建物の周囲の調査をしているということですがけれども、例えば建物の周囲よりも民間の住宅といいますか、そのようなところに影響がないのかという調査をしているのかなと私は思ったんですが、そういうことではないんですか。

○柿崎委員長 はい。

○高田産業振興課長 この臭気の検査そのものも義務ではなくて、現状どうなっているかの把握のためにやっているものであって、ここで問題ないので、ほかの住宅のほうまでは検査はしておりません。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。（「何ページまででしたっけ」の声あり）59ページまでです。ほかにありませんか。6番吉田委員。

○吉田委員 51ページの13節の委託料ですがけれども、産学官連携残渣堆肥研究委託料について中身を教えてください。

○柿崎委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 これは弘大に委託しまして、残渣を使用して試験畑でどのぐらいの影響があるかとかの研究をしてもらっています。

以上です。

○柿崎委員長 3番久慈委員。

○久慈委員 51ページお聞きください。6款の1節の中に蓬田村鳥獣被害対策実施隊の報酬が39万9,300円可決されようとしておりますけれども、組織体は何名なのか、また、この効果とはあらわれているのか。現在も農家の方々や、また自分たちが食べようとしてつくっている農作物が非常に被害になっております。この効果がまだまだあらわれていない、このように思いますけれども、この対策は今後どのような見通しでなっていくのか、その辺までお伺いいたします。

○柿崎委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 鳥獣被害対策の実施隊ですが、猟友会のほうに2名で80日間のパトロールの報酬でございます。去年、詳しい数字はわからないんですが、猟友会のほうでも大分駆除してもらっている実績はあります。ただ、追いつかない状態も現状ではあるので、被害届があるところは重点的にわな、箱わな等を仕掛けて対応をしていきたいと

思います。

以上です。

○柿崎委員長 3番久慈委員。

○久慈委員 行政のトップである村長にお伺いいたします。

猟友会も私たちがまだ本当に若いときは、今担当課長から2名ほどのメンバーで構成しているというふうなのをお伺いしましたけれども、鉄砲撃ちも免許も必要ですから、なかなかメンバーが村にもいなくなってきた。しかし、状況を考えれば2名では追いつかない部分があるわけですから、行政が働きをかけながら、鉄砲の免状というんですか、そういう方々をふやしていく、そういう体制は考えられないものかお伺いいたします。

○柿崎委員長 村長。

○久慈村長 この村鳥獣被害対策というのが非常に困難をきわめています。と申しますのは、今久慈委員がおっしゃったように、猟友会、すなわち鉄砲の免許を持っている者が現在村内で2名、青森市の方を含めて5名ぐらいのチームをつくってやっているのが現状です。随分とこの免許の資格を取得するのに厳しい条件があるみたいでございまして、なかなか昔みたいに取りれないというのが現状のようであります。

私自身としては、猟友会を通じてこういう活動をすることによって、自分たちが報酬を受けながら、活動範囲を広げて仲間をふやしていただくということが大切だと思いながらこの政策をやっています。ただ、それは一つの猟友会に対する考え方でありまして、実際の鳥獣被害に対してどうするかというのは、担当者とよく話をしているんですけども、猟友会の方々、要するに鉄砲を持っている方々が行くと鳥獣がいなくなっちゃう。何ていうんですか、察して先に逃げられちゃう。じゃあどうするんだというので、箱わなをふやしたほうがいだろうというんですけれども、なかなかその箱わなにも学習能力が高くて入らなくなってきた。一応他の町村と同じように電気柵というのを考えなきゃいけないのかなというふうには思っています。ただ、現在はどこに出るかわからないというので、すごくその辺混乱していると言えればなんですけれども、実際に例えばトマトの団地に出てきたとなれば、がばっとやるということもできるんでしょうけれども、村全体にそれを張りめぐらすというのもこれもまたすごく非効率でありまして、何とかしたいというふうには思っていますけれども、具体的な対策はまだ決めていません。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に土木費、消防費で59ページから67ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 65ページの消防費のところでお聞きしたいわけですが、長科の消防通路、三浦商店の北側の道路について昨年も決算委員会でお聞きしたと思うわけですが、依然として道路が改善されていないように思うわけですが、これはぜひやってほしいと昨年も要望したわけですが、その後どういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 その道路については行政の懇談会でも要望がありました。土地自体は長科地区の個人の土地になっておりましたので、村がやるというのはそれはちょっと、個人の土地を舗装するというのはできないということで、長科自治会さんのほうで隣の方と了解を得て舗装をしていただければ、それに対して村のほうで補助したいという形で今長科自治会さんとお話をしているところであります。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。8番木村委員。

○木村委員 63ページ、15節工事請負費、河川費ですけれども、蓬田川の河床整理工事、それから中沢もそうですけれども、1年間にやる距離が短いと。平成31年度は、今現在終わったようで、50メートルぐらいしか行われていないというふうに私は聞いています。平成30年度は99万円でしたか、予算あって、100メートルぐらい進んだのかなと私は思っていたんですけれども、農地を通っている間も上流2キロちょっとあるわけですけれども、100メートルぐらいずつやれば何年かかるかわからないわけで、これもう少し距離を延ばすことはできないのかどうかお伺いいたします。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 蓬田川の河床整理については、当初から予算的に100万円ということで徐々に進めていきますということで、当初からずっと進んできたわけです。距離的には、その場所場所で堆積するものが多かったり立木が多かったりということで、距離はやはり変わるものであります。

以上です。

○柿崎委員長 8番木村委員。

○木村委員 住民の要望なわけでありますけれども、不用額が3,100万円ですか。(「3

万円」の声あり)わかりました。距離をもう少し延ばしてもらいたいというのが住民の願いでありますので、そのようにしていただくことを要望して終わります。

○柿崎委員長 3番久慈委員。

○久慈委員 今回の木村議員が質問した蓬田川河床整理工事費の関連でございますけれども、蓬田川は二級河川であると思うんですが、県が管理する部分と村が管理する部分、上流のほうで分かれるとは思いますが、最近、河床整理に当たっては蓬田川、蓬田川というふうに随分聞こえてきております。しかし、ことしの春、広瀬川の下流のほうも整備されました。蓬田村の中の河川が幾つもありますので、ほかの川のほうも今後検討していただきたいと思って、関連でございますので、それに対する答弁を課長に、今後の蓬田村の中沢にも郷沢にも川がありますので、その辺の整備に至ってはどうかお考えなのかお聞きいたします。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 今回の質問であります、まず蓬田川は準用河川でありますので村の管理であります。広瀬川については、県の管理とその上が村の管理となっております。ほかのところの堆積についても、瀬辺地川とか小川平川の下流部分については県のほうに県単要望で要望しております。村については、今蓬田川と中沢川が堆積が多いので、そこから今しゅんせつ整理、河床整理というふうに手をつけている状況であります。

以上です。

○柿崎委員長 1番小鹿委員。

○小鹿委員 同じページでございます。2目の除排雪費の22節。毎年話題になる話なんですけれども、除排雪構造物破損補償費が319万8,000円ということで、例年から見るとふえているわけでもないし、雪が少なかったこともあるのか、あるいはまた指導が徹底されたとかということもあると思いますけれども、主に補償の対象になったのは何なのかちょっとお知らせ願います。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 昨年度の補償の対象になったというのは、除雪により田んぼなどに飛散した砂利の石拾いが6件、側溝の破損、舗装の破損、歩車道ブロックの破損、グレーチングの破損、ガードレールの破損などで14件になっております。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。3番久慈委員。

○久慈委員 今、小鹿委員が1回で終わってしまったので。

除雪、排雪の後始末みたいな感じでこのような経費が最終的にいつも可決されております。ですから、これをなくするためにはどうすればいいのか、そういう議題も考えてはいかがでしょうか。そうすればやっぱりこの数字を、無駄な費用なわけですよ。無駄な費用をなくすというのが基本でございますので、これの対策についてはどのようなお考えなのかお聞きいたします。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 無駄ということで、そのとおりだと思います。やはり除雪隊が決定してからその後、昨年度舗装した箇所についてを皆さんに説明して注意していただいて、破損をなくすように努力いたします。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に教育費で67ページから80ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 学校の管理費のところに関連してお聞きしたいんですけども、ここには項目、備考にはないんですけども、エアコンのことについてお聞きしたいわけです。前にも質問したと思いますけれども、最近、温暖化の影響か知りませんが、すごく夏場は暑くなってきているので、小学校、中学校にも今後はエアコンの設置がぜひ必要だということになると思いますけれども、計画するという話、そういうものはあるのかどうかお聞きします。

○柿崎委員長 教育課長。

○木村教育課長 ちょっと以前のことは、私、ことし来たのでわからないんですけども、今年度については、いろいろ学校関係、校長先生とかと話しましたが、そういう特に要望とか来ておりませんので、今の段階は計画は特にしておりません。

以上です。

○柿崎委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 うちも孫が小学校にいるわけですが、父兄の皆さんがぜひエアコンが欲しいという話はしているそうです。私が直接聞いたわけではありません。ただ、夏場は夏休みになるので子供たちがいないのかもしれませんが、先生たちはいるわけですよ。ところが、温泉のところにはエアコンを設置しましたよね。温泉にはつけて子供たちのいる学校にエアコンをつけないということは片手落ちになるわけです。役場もその

点は必要なわけですが、この年々暑くなることを考えればぜひ検討したほうがいいのではないかと思うわけですが、その辺話がないという答弁でありましたけれども、ぜひ何らかの方法で父兄から話を、要望を聞くということが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○柿崎委員長 教育課長。

○木村教育課長 今の現状を見ますと、各教室には大型の扇風機を設置して、それでいいんでいるというか、それでやっているようです。その辺も含めて、今後学校のほうともいろいろお聞きしながら検討したいと思います。

○柿崎委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 扇風機よりもエアコンが絶対涼しくていいです。ですから、扇風機がついているからいいということではないです。私のトラクターのキャビンにもエアコンはついていません。扇風機で我慢していますけれども、35度以上になりますが大変です。扇風機がついているからというのは、そういう話はしないほうがいいと思う。あれは音がうるさいし、勉強に集中できないということもあるので、ぜひ今後は必要ではないかと思しますので、そういうことをもう1回答弁をお願いします。

○柿崎委員長 教育課長。

○木村教育課長 今の議員の意見も、いろいろ学校とも、父兄さんともいろいろ意見を聞きながら検討していきたいと思います。

○柿崎委員長 ほかに質問ありますか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 73ページお願いします。教育振興費の20節の扶助費ですけれども、要保護・準要保護児童生徒援助費と項目があるんですけれども、これは、ちょっとわからないんですけども、低所得者というかそういうふうな家庭の生徒のことなのか。それと、これは青森県全体が同じレベルで補助するのが決まっているのか、あるいは国全体でというようなそういうレベルのものなのかお伺いします。

○柿崎委員長 教育課長。

○木村教育課長 まず、要保護、準要保護と書いています。要保護については生活保護者の世帯、準要保護については、まず主に村民税の非課税や児童扶養手当の支給している方、国民年金の減免された方が対象になるというものでございます。これについては村の要綱に基づいて決定しているものでございますが、今手元に資料がないので、ほかの町村と違うかどうか私今ちょっと答えられないところです。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に80ページ災害復旧費から81ページ予備費までの質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 決算には反対をいたします。

理由としては、昨年もいつも話をしているわけですが、一般会計に匹敵するほどの基金が今村ではあります。当初、合併が騒がれていた当時は赤字財政などと言われてすごかったわけですが、それがいつの間にか20億円近い基金がためられるようになって、そのお金をぜひ村民のこういう滞納とか国保税の引き下げ、そういうものに充てるべきだと私は思うわけですね。それにアシスト株式会社に対しても、前にも反対しましたがけれども、600万円また助成をする。さらには、管理委託料をどんどん赤字の分を補填するためにつぎ込む。3,000万円近いお金というのは、いつも言うように隣の青森市と比較すれば青森市で30億円相当になる金額で膨大なわけです。そういうことも考えればやはり健全な経営ではないということで、幾ら下界で騒いでもこれを改善しないということもあるので、そういう意味で反対をしたことから、決算に対しても賛成できないということです。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第27号平成30年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○柿崎委員長 起立多数です。よって、議案第27号平成30年度蓬田村一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求

めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第28号平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○柿崎委員長 起立全員です。よって、議案第28号平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。2番川崎委員。

○川崎委員 歳入で国民健康保険税なんですけれども、収入未済額ですね、これ3,100万円ほどになっていますけれども、金額がかなり大きいです。国保につきましては前年の収入等で変わるとおもいますが、私もちょっとこの辺わからないので聞きますけれども、ここ近年、昨年等の金額はどういう経過、また人数的にもふえているのか減っているのか、その辺ちょっとお聞きいたします。

○柿崎委員長 税務課長。

○川崎税務課長 国保の収入未済額なんですけれども、平成29年から30年にかけては現年分で3.1%増の収納率であります。滞納繰り越し分についても若干減っているんですが、一生懸命徴収しているところであります。平成30年度の一般部分の現年分の滞納の件数でありますけれども、46件で683万8,139円となっております。また、滞納分につきましては、232件で2,415万8,204円となっております。合計で3,099万6,343円で278件、退職分で1件で2万593円、滞納繰り越し分で6件で7万5,690円、トータルで9万6,283円で7件となっております。

以上です。

○柿崎委員長 2番川崎委員。

○川崎委員 この国保につきましては、払っていない方のまさか保険証をとったりはできないと思うので、そこは大変だろうと思いますけれども、やはり国保というのも国でもあれですし、必ず納めないといけないというものですので、そこはやっぱり、ない人から徴収するのは大変かもわからないですけれども、月々ちよつとずつでも入れてもらうとか、そういう方向で少しでもこの額を減らしてほしいなと思います。要望しておきます。

以上です。

○柿崎委員長 1番小鹿委員。

○小鹿委員 今のと全く同じことなだけけれども、ちょっと聞きにくいんですけども、以前、この収入未済額が業種に限られた人が多いですよというようなことが公の場で発言ありましたけれども、今回の場合はそういう傾向は見られますか。

○柿崎委員長 税務課長。

○川崎税務課長 まず1つは、どうしても漁業の部分でいきますと、水揚げがすごくよかった年、そしてその翌年になると国保税がいっぱいかかります。たまたまそんな次の年あたりに今度水揚げががっくり落ちたとかとなると、払えないというようなのが出てきます。いいときに滞納になっている部分も、現年分の課税のほかに滞納分も少しずつでも払ってもらっている状態であります。

以上です。

○柿崎委員長 3番久慈委員。

○久慈委員 同じところの質問で申しわけございませんけれども、最初に木村議員のほうから村税の不納欠損の欠損額について質疑ありましたように、そのときの答弁の中で、借金があればそちらのほうに先に回ってしまうと、収入の部分が、そういう意味で答弁されたと思うんですけども、ただ、ないところからは確かに取れないかもしれませんが、その家庭の中を見れば、それなりの新しい車を購入したり、またはいろんな物を購入して税金に回す分がない、これだと誰でも納得いけない部分がありますので、その辺きちんとやっぱり行政側も家庭の中の所有物を吟味するなり、やっぱりきちんとその辺、冷たいような言い方もわかりませんが、徹底していかないと、この金額というのは一生減らずにどんどんふえる一方だと思います、これからは。ですから、その辺はやっぱり行政としてあるべき姿とは、そういうのを分別しながらきちんと徴収に回っていただきたい、このようにお願いをしておきたいと思います。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。2番川崎委員。

○川崎委員 先ほど小鹿議員の言った業種に偏っているという話で、答弁でまた、水揚げが多いとき、次の年になると水揚げが悪くなって払えなくなるという答弁がありましたけれども、提案というかあれですけれども、そういうときであれば、国税の消費税等でも積立準備金と、そういうのもありますので、国保でもそういう、水揚げがよかったとき次の年かかるのはわかっているので、そこはその人に相談で、積み立てみたいな感じで先に準備金でないですけれども、そういう方法も回収の手だてになるのかなと思ったので、そこは提案で検討していただければと思います。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 国民健康保険の財政状況ということで、県の資料なんですけれども、ちょっと古いんですけれども、平成28年度国保の決算補填等目的の法定外一般会計繰入金という資料の中で蓬田村が平成28年に入っているわけですが、翌年の平成29年には蓬田村が入っていないわけですが、ことし決算ですから、平成30年度は決算補填等目的の法定外という一般会計からの繰入金についてはどのようになっているのかお聞きします。

○柿崎委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 お答えします。

91ページのほうに書いているんですけれども、実質収支でもって270万円のお金を持っていました。そのうち、一般会計へ繰り越したのが100万6,000円、170万円は基金のほうに積んでいる状況です。令和元年度は一般会計のほうに繰入金として100万6,000円を繰り入れしている状況です。

○柿崎委員長 暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

---

午前10時45分 再開

○柿崎委員長 休憩を取り消し、再開いたします。

住民課長。

○佐藤住民課長 お答えします。

法定外の繰入金はありません。現在、繰越金として残っているのは法定内繰り入れで全部処理されております。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第29号平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○柿崎委員長 起立多数です。よって、議案第29号平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたします。

次に、議案第30号平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第30号平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○柿崎委員長 起立全員です。よって、議案第30号平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号平成30年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 介護保険の決算に賛成できません。

理由は、当初介護保険が始まったころ、1人約平均で3,000円ちょっとだと思いました。ところが、今はもう6,800円前後まで2倍以上に引き上げられてしまっているということで、保険料を納める人の負担がすごい増しているわけです。こういうのはやはり制度自体が欠陥だと言わざるを得ません。ですから、あえて介護保険の決算には賛成できないという理由です。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第31号平成30年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○柿崎委員長 起立多数です。よって、議案第31号平成30年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質問を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第32号平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○柿崎委員長 起立全員です。よって、議案第32号平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求め

るの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第33号平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○柿崎委員長 起立多数です。よって、議案第33号平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本決算特別委員会に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任願います。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時54分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年11月21日

決算特別委員長 柿崎 裕 二